令和５年１月２０日判決言渡　同日原本領収　裁判所書記官

令和２年(ワ)第４号　　設計業務委託料請求事件（本訴）

令和２年(ワ)第２５号　違約金請求事件（反訴）

口頭弁論終結日　令和４年１１月４日

判　　決

当事者の表示：別紙当事者目録のとおり

主　　文

１　原告の本訴請求を棄却する。

２　原告は、被告に対し、９５万５８００円及びこれに対する平成２９年３月１４日から支払済みまで年２．８％の割合による金員を支払え。

３　訴訟費用は、本訴反訴を通じて、原告の負担とする。

４　この判決は、第２項に限り、仮に執行することができる。

事　実　及　び　理　由

第１　請求

１　本訴

被告は、原告に対し、９５５万８０００円及びこれに対する令和２年２月５日から支払済みまで年６％の割合による金員を支払え。

２　反訴

主文２項と同旨。

第２　事案の概要

１　事案の骨子

(1)　本訴事件は、被告の平成２８年度特別養護老人ホーム飯田荘（以下「特養飯田荘」と略称する。）の実施設計業務について、原告がこれを受注し、成果品として設計図原図等を作成する旨の設計業務委託契約（その法的性質は請負契約。以下「本件契約」という。）が締結されたところ、原告が、被告に対し、本件契約に基づく業務委託料９５５万８０００円及びこれに対する

本訴状送達日翌日の令和２年２月５日から支払済みまで平成２９年法律第４５号による改正前の商事法定利率年６％の割合による遅延損害金の支払を求めるものである。

(2) 一方、反訴事件は、被告が、原告に対し、履行期限の平成２９年１月２７日までに、原告から設計図原図等が提出されなかったため、本件契約を解除したと主張して、本件契約に基づく違約金９５万５８００円及びこれに対する違約金支払期限翌日の平成２９年３月１４日から支払済みまで約定の年２．８％の割合による遅延損害金の支払を求めるものである。

２ 前提事実（証拠の挙示がない事実は当事者間に争いがない。）

(1) 当事者等

ア 原告

(ア) 原告は、特養飯田荘の実施設計業務を受注した建築設計等を目的とする会社である。

(イ) 熊谷章文は、原告の取締役、管理建築士であり、特養飯田荘の実施設計業務の担当者である（甲１、２５、以下「熊谷建築士」という。）。

イ 被告

(ア) 被告は、特養飯田荘の実施設計業務を発注した地方公共団体である。

(イ) 原章は、当時の被告の健康福祉部長寿支援課の課長である（乙１２、以下「原課長」という。）。

(ウ) 木下悦夫は、当時の被告の建設部の部長である（乙１３、以下「木下部長」という。）。

(エ) 平井隆志は、当時の被告の建設部地域計画課建築係の職員であり、特養飯田荘の実施設計業務の監督員である（甲２５、乙１１、以下「平井監督員」という。）。

(2) 設計業務委託契約（本件契約）の締結

当事者双方は、平成２８年９月１３日、特養飯田荘の実施設計業務につい

て、設計業務委託契約書（甲３、以下「本件契約書」という。）のとおり、以下の内容の設計業務委託契約（本件契約）を締結した。

ア　業務内容：設計業務仕様書（甲４、乙１０）、特別養護老人ホーム飯田荘新築基本設計説明書（甲５、乙１０、以下「基本設計説明書」と略称する。）に従い、成果品として設計図原図等を作成し、提出する。

イ　履行期間：平成２８年９月１３日から平成２９年１月２７日まで

ウ　業務委託料：９５５万８０００円

エ　契約保証金：９５万５８００円（※）

※　ただし、原告は、保証人（飯田信用金庫）を立てたため、納付していない（証人熊谷２７頁）。

オ　本件契約書の条項：本件に関する条項は、別紙「契約条項」のとおりである。

３　争点

(1)　原告が実施設計業務のみならず基本設計業務も委託されたかどうか（業務委託の範囲・争点１）。

(2)　木下部長の承諾により、履行期間が延長されたかどうか（履行期間の延長の有無・争点２）。

(3)　原告が債務の本旨に従った設計図原図等を提出したかどうか（仕事の完成の有無・争点３）。

(4)　原告の責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるかどうか（本件契約書第３７条１項２号所定の解除原因の有無・争点４）。

４　争点に関する当事者の主張

(1)　争点１

ア　原告の主張

原告が被告から委託されたのは設計業務であり、基本設計と実施設計を

分離すること自体相当でなく、実施設計の中に基本設計が含まれる。

したがって、原告は、被告から、実施設計業務のみならず基本設計業務も委託された。

なお、基本設計説明書に添付されていた図面は、基本計画書に過ぎず、設計図書ではないから、既に基本設計済みであるなどということはできない。また、設計業務仕様書では、「基本設計」に関する業務と「実施設計」に関する業務が分けて記載され、前者に「×」印が付されているが、ここでいう「基本設計」は、いずれも設計業務ではないから、設計業務仕様書を根拠に、基本設計業務については委託の範囲外であるなどということはできない。

イ　被告の主張

設計業務仕様書や基本設計説明書等の入札資料から明らかなとおり、被告は、基本設計を完了した上で、指名競争入札の方法により、実施設計を行うことを建設設計業者に業務委託することとした。

したがって、原告は、被告から、実施設計業務のみを委託されたのであり、基本設計業務は委託されていない。

(2)　争点２

ア　原告の主張

争点１のとおり、原告は、実施設計業務のみならず基本設計業務も委託されたのであり、設計業務仕様書や基本設計説明書に不備がある以上、原告が基本設計の変更を提案し、基本設計のやり直しに要する日数を確保するため、履行期間の延長を請求するのも当然である。

そして、木下部長は、熊谷建築士に対し、平成２８年１２月２８日、原告事務所において、原告が提案した設計方法を承諾し、設計工期についても原告の都合で良いと述べた。これを受けた熊谷建築士は、平成２９年３月末までであれば対応できると答え、その予定で設計作業を進めることと

なった。

以上のとおり、木下部長が履行期間の延長を承諾したことにより、本件契約の履行期間は、平成２９年３月末まで延長された。

イ　被告の主張

争点１のとおり、原告は、被告から、実施設計業務のみを委託されたにもかかわらず、被告の基本設計に基づく実施設計を行うことを拒否し、原告自ら基本設計からやり直すことを要求し続けたため、何か月もの日時を費やしており、履行期限が１か月後に迫っても同様の状況であった。

そこで、木下部長は、平成２８年１２月２８日、最後の説得のため、原告事務所を訪問し、熊谷建築士に対し、被告の基本設計に基づく実施設計を行うのであれば、履行期間の延長を考えてもよい旨を話したが、結局、物別れに終わった。

したがって、木下部長の承諾により、履行期間が延長された事実はなく、原告は、基本設計のやり直しに固執した結果、履行期限である平成２９年１月２７日を徒過した。

(3)　争点３

ア　原告の主張

争点１のとおり、原告は、被告から、実施設計業務のみならず基本設計業務も委託されたのであり、設計業務仕様書や基本設計説明書に不備がある以上、原告が基本設計の変更を提案したり、基本設計のやり直しを要求するのも当然である。

そこで、原告は、被告に対し、平成２８年１０月６日、基本設計説明書の不備を指摘した上、同月２１日付け書面及び同年１１月１５日付け書面により、①敷地段差・避難口について、盛土によって生じている敷地高低差を盛土を均すことによって解消し、スロープを設置せずに避難経路を確保し、西側に避難口を設置すること、②敷地スペースについて、既存間知

ブロック擁壁を撤去した上で、北側を堅固なコンクリート擁壁として地盤を安定させ、敷地スペースの拡大を図ること、③地盤耐力について、深さ１０ｍのボーリング調査を１箇所で行うこと、④電気設備計画・受変電設備について、地下室を設けて変電設備・自家発電設備を設置することなどを提案した。

これに対し、被告は、③ボーリング調査についてのみ一部変更の必要性を認め、その他の提案については変更の必要性を認めなかったものの、原告とは別の業者が完成させた現在の特養飯田荘に、上記提案が採用されている。すなわち、現在の特養飯田荘は、①敷地が平滑され、スロープは存在せず、西側に避難口が設置されている、②北側の全てと東側のほとんどの既存間知ブロック擁壁が撤去され、北側の全てがコンクリート擁壁及び外壁となっている、④厨房下ピットとした配管室を設け、地下室として利用している。

そして、原告は、平成２９年１月２６日にボーリング調査を行う予定であり、被告もこれを承認していたにもかかわらず、平井監督員が同月２５日に突然、当初の履行期限である同月２７日までに成果品を持参するよう要請し、原課長が同月２６日にボーリング調査を中止させるなどの妨害行為を行なった。それでも、原告は、同月２７日にボーリング調査を実施した上で、同年２月２日に成果品である設計図原図等を提出した。この設計図原図等に不備があったとしても、それは上記被告の妨害行為によるものである。

以上の経緯によれば、原告は、債務の本旨に従った設計図原図等を提出し、仕事を完成させたと評価すべきである。

イ　被告の主張

争点１、２のとおり、原告は、被告から、実施設計業務のみを委託されたにもかかわらず、被告の基本設計に基づく実施設計を行うことを拒否し、

原告自ら基本設計からやり直すことを要求し続けたため、実施設計の内容について被告と実質的な協議もしないまま、成果品である設計図原図等を作成し、しかも、履行期限の徒過による契約解除後に設計図原図等を提出した。

以上の経緯によれば、原告は、債務の本旨に従った設計図原図等を提出しておらず、仕事を完成したとは評価できない。

本件契約を解除した後、被告から改めて実施設計業務を委託された別の業者は、被告と協議を重ねた上で、被告の基本設計に基づく実施設計を行なったが、協議の上で、基本設計の一部を修正することもあった。一方、原告は、基本設計を一からやり直すことを要求したのであって、到底受け容れられるものではなかった。

(4) 争点４

ア 被告の主張

争点１～３のとおり、原告は、被告から、実施設計業務のみを委託されたにもかかわらず、被告の基本設計に基づく実施設計を行うことを拒否し、原告自ら基本設計からやり直すことを要求し続けたため、履行期限を徒過し、債務の本旨に従った設計図原図等を提出しなかった。

したがって、原告の責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められ、本件契約書第３７条１項２号所定の解除原因が存在する。

イ 原告の主張

争点１～３のとおり、原告は、被告から、実施設計業務のみならず基本設計業務も委託されたところ、基本設計のやり直しを要するため、履行期間が平成２９年３月末まで延長され、同年２月２日には債務の本旨に従った設計図原図等を提出した。

したがって、本件契約書第３７条１項２号所定の解除原因は存在しない。

第３　当裁判所の判断

１　認定事実

当事者間に争いのない事実、前提事実に加え、挙示した証拠によれば、以下の事実が認められる。

(1)　特養飯田荘の建替計画

被告は、飯田市東栄町所在の特養飯田荘について、老朽化が激しかったため、平成２９年度末（平成３０年３月末）までに近隣地に建て替えることを計画し、高齢者の支援に当たる健康福祉部長寿支援課を主管部署、建築の専門技術を有する建設部地域計画課を施工部署として（※）、平成２８年度中（平成２８年４月から平成２９年３月まで）に基本設計と実施設計を行うこととした（乙１０、１２、１３、証人原１、２、１２、１５頁、証人木下１、２、１１、１２頁）。

※　したがって、契約の締結、変更等に関する権限は、健康福祉部長寿支援課にあり、建設部地域計画課にはない。

(2)　基本設計説明書の作成

被告は、平成２８年８月１０日、「飯田市建設部地域計画課」名で、特養飯田荘の平面図や立面図を含む基本設計説明書を作成した（甲５、乙１０）。

(3)　実施設計業務の委託

ア　内部決裁

被告は、平成２８年８月２６日、事業費（落札予定価格）を２５１３万１６００円（税込）として、指名競争入札の方法により、建設部地域計画課作成の設計業務仕様書の内容のとおり、特養飯田荘の実施設計業務を建築設計業者に委託することを内部決裁した（当事者間に争いがない事実、乙１０）。

イ　入札通知

被告は、原告を含む１１名の指名業者に対し、平成２８年８月２９日、

入札の日時を同年９月１３日午前９時１０分として、指名競争入札の通知をした（当事者間に争いがない事実、乙１０）。

ウ　書類提供

被告は、原告を含む１１名の指名業者に対し、平成２８年８月３１日、設計業務仕様書や飯田市建設工事設計業務要領、基本設計説明書等の関係書類一式のデータが記録されたＣＤ－Ｒを提供した（当事者間に争いがない事実、甲４、５、乙１０）。

エ　質疑応答

被告は、設計図書に関する質問の提出期限を平成２８年９月２日午前中、同質問に対する回答期日を同月６日午後１時以降としていたが、原告を含む１１名の指名業者から、設計図書に関する質問はなかった（当事者間に争いがない事実、乙１０）。

オ　入札

原告は、平成２８年９月１３日午前９時１０分に実施された第１回の指名競争入札において、ほかの指名業者が２２００万円台から２４００万円台で入札する中、８８５万円で入札したところ、同額にその１００分の８相当額の７０万８０００円を加算した９５５万８０００円で落札した（当事者間に争いがない事実、甲２、乙１０）。

カ　契約締結

当事者双方は、平成２８年９月１３日に本件契約を締結した（前提事実(2)）。

(4)　基本設計説明書の変更の提案及び履行期間の延長変更の請求

ア　打合せ

熊谷建築士、原課長、平井監督員らは、平成２８年９月２１日、同年１０月６日、同月１８日の３回にわたり、打合せを行った。

熊谷建築士は、基本設計説明書には不備が多く、被告の基本設計に基づ

く実施設計を行うことはできないとして、特養飯田荘の平面図を含む「基本計画について」と題する書面（甲６）を提示した上、①基本設計からの参画として、原告が基本設計をやり直すこと、②基本設計に必要な業務として、測量及び測量図の作成を行うこと、③実施設計の追加業務として、ボーリング調査の追加及び地盤改良工事の設計を行うこと、④履行期間を平成２９年２月末まで延長することを要望した。

これに対し、原課長、平井監督員らは、①発注したのは実施設計であるから基本設計説明書のとおりに設計してほしい、②このとおりに設計できないのであれば本件契約書第１８条１項に基づく変更の提案を書面で提出してほしいなどと回答した（当事者間に争いがない事実、甲１１、乙１）。

イ　変更の提案及び履行期間の延長変更の請求①

原告は、被告に対し、平成２８年１０月２１日、同日付け書面により、本件契約書第１８条１項に基づき、基本設計説明書の変更を提案するとともに、本件契約書第１９条１項に基づき、平成２９年２月２０日まで履行期間の延長変更を請求した（当事者間に争いがない事実、甲７、乙２）。

ウ　変更の通知及び回答・指示等①

(ア)　被告は、上記イの書面に記載された提案・要望事項（履行期間の延長変更を含む。）を４９項目に分類して検討した結果、ボーリング調査に関する提案（被告の分類番号２５）についてのみ、基本設計説明書の変更の必要があると認めた（甲８）。

(イ)　被告は、原告に対し、平成２８年１０月２８日、上記(ア)と同旨を通知した上、その余の提案・要望事項については、履行期間の延長変更に関する要望（被告の分類番号２８）も含め、変更の必要があるとは認めず、基本設計に基づく実施設計を行うよう求める旨などを回答・指示するとともに、速やかに実施設計に着手し、同年１１月２日までに被告からの指示事項を承諾する旨の書面を提出するよう求めたが、原告は、同書面

を提出しなかった（当事者間に争いがない事実、甲８）。

エ　変更の提案及び履行期間の延長変更の請求②

原告は、被告に対し、平成２８年１１月２１日、同月１５日付け書面により、本件契約書第１８条１項に基づき、基本設計説明書の変更を提案するとともに、本件契約書第１９条１項に基づき、同提案が採用された日から１３６日後まで履行期間の延長変更を請求した（当事者間に争いがない事実、甲９、乙３、書面の提出日については乙３の受付印による。）。

オ　変更の通知及び回答・指示等②

(ア)　被告は、上記エの書面に記載された提案・要望事項（履行期間の延長変更を含む。）を５７項目に分類して検討した結果、ボーリング調査に関する提案（被告の分類番号３１）についてのみ、基本設計説明書の変更の必要があると認めた（甲１０）。

(イ)　被告は、原告に対し、平成２８年１２月２日、上記(ア)と同旨を通知した上、その余の提案・要望事項については、履行期間の延長変更に関する要望（被告の分類番号５７）も含め、変更の必要があるとは認めず、基本設計に基づく実施設計を行うよう求める旨などを回答・指示するとともに、速やかに実施設計に着手し、同月６日正午までに被告からの指示事項を承諾する旨の書面を提出するよう求めたが、原告は、同書面を提出しなかった（当事者間に争いがない事実、甲１０）。

(5)　基本設計に基づく実施設計を行うことの催告

ア　書面による催告①

被告は、原告に対し、平成２８年１２月６日、上記(4)オ(イ)の承諾書の提出がないため、業務の続行の可否を同月９日までに書面で回答するよう求める旨の「委託業務の続行に関する催告書」（乙４の１）を、「飯田市役所長寿支援課」名で、一般書留・配達証明郵便により送付したが、原告は、同郵便物の受取りを拒否した（当事者間に争いがない事実、乙４の１～４

の３）。

イ　メールによる催告

(ｱ)　熊谷建築士は、平井監督員に対し、平成２８年１２月６日午前１１時頃、ボーリング調査の予定位置と着工予定日が決まったら連絡する旨を伝えた（乙１１の４頁）。

(ｲ)　平井監督員は、熊谷建築士に対し、平成２８年１２月６日午後５時４０分頃、上記(4)オ(ｲ)の承諾書の至急提出を求めるとともに、ボーリング調査の箇所や深さについては、同承諾書が提出された後の協議事項である旨を伝えた（乙１１の４頁）。

(ｳ)　熊谷建築士は、平井監督員に対し、平成２８年１２月７日、長寿支援課からどのような指示書が出ていようとも、原告では対応するつもりはなく、ボーリング調査は一級建築士の見解で進める旨を伝えた（乙１１の３頁）。

(ｴ)　平井監督員は、熊谷建築士に対し、平成２８年１２月８日午後０時４２分頃、被告からの指示事項を了解・承諾した上で、ボーリング調査について協議することになる旨を伝えた（乙１１の２、３頁）。

ウ　書面による催告②

被告は、原告に対し、平成２８年１２月８日、再度、業務の続行の可否を同月１２日までに書面で回答するよう求める旨の「委託業務の続行に関する催告書」（内容証明郵便物、乙４の４）を、「飯田市役所地域計画課」名（※）で、一般書留・配達証明郵便により送付したが、原告は、同郵便物の受取りを拒絶した上、受取拒絶の署名も拒否した（当事者間に争いがない事実、乙４の４～４の６）。

※　ただし、「地域計画課」の上に二重線が付されている。

エ　木下部長による催告

木下部長は、履行期限が１か月後に迫っていたにもかかわらず、実施設

計が進んでいなかったため、平成２８年１２月２８日に原告事務所を訪問し、熊谷建築士に対し、被告の基本設計に基づく実施設計を行うよう要請し、これを行うのであれば履行期間の延長もあり得る旨を話したが、熊谷建築士がこれを拒否したため、物別れに終わった（乙１３、証人木下２、３、７、８頁）。

(6) 本件契約の解除

ア 解除方針の決定

被告は、平成２９年１月２０日、政策会議において、本件契約を解除する方針を決定した（乙１２、証人原９、１０頁）。

イ 成果品の提出依頼

平井監督員は、熊谷建築士に対し、平成２９年１月２５日午後５時７分頃、メールで、本件契約の履行期限である同月２７日までに、成果品を持参するよう依頼した（甲１３）。

ウ 解除通告①

被告は、原告に対し、平成２９年２月１日、本件契約書第３７条１項２号に基づき、本件契約を解除するとともに、同条２項に基づき、同年３月１３日までに違約金を支払うよう求める旨の「設計業務委託契約の解除について」と題する書面（内容証明郵便物、乙７の２）を、「飯田市飯田市長牧野光朗」名（※）で、配達証明郵便により送付したが、原告は、配達日である同年２月２日から保管期限である同月９日まで、同郵便物を受け取らなかった（当事者間に争いがない事実、乙７の１、７の２）。

※ 当時の被告市長である。

エ 設計図書の提出

原告は、被告に対し、平成２９年２月２日（※）、未完成品の設計図書（乙１）を提出した（当事者間に争いがない事実、未完成品であることについて証人熊谷１８、１９頁）。

※　提出日時について、平成２９年２月３日という主張もあるが、原告に有利な同月２日と認定した。

オ　解除通告②

被告は、原告に対し、平成２９年２月２０日、再度、上記ウの書面を、特定記録郵便により送付し、翌２１日、同郵便物が配達された（当事者間に争いがない事実、乙９の１、９の２）。

(7)　業務委託料の支払請求

原告は、被告に対し、平成２９年３月１日、同年２月２８日付け「請求書」（甲１２）を交付し、本件契約に基づく業務委託料９５５万８０００円の支払を請求した（当事者間に争いがない事実）。

(8)　設計図書の検査

ア　被告は、上記(6)エの設計図書を検査した結果、基本設計説明書及びその後の指示事項に基づく平面図が作成されておらず、設計業務仕様書で求めた図書の提出がないなどの理由により、成果品として認められないとの結論に至り、平成２９年３月９日、同旨の「しゅん工（完了）検査結果通知書」を作成した（乙５）。

イ　被告は、原告に対し、平成２９年３月２７日、上記アと同旨を通知した上、上記(7)の「請求書」を返却した（当事者間に争いがない事実）。

(9)　特養飯田荘の完成

ア　被告は、本件契約を解除した後、特養飯田荘の実施設計業務を株式会社鈴木建築設計事務所（※）に委託した（甲２４、乙１０、証人原１３、１６、１７頁）。

※　指名競争入札の際、原告に次ぐ２２８０万円で入札していた業者である。

イ　特養飯田荘は、当初予定の平成２９年度末までには完成せず、平成３０年度になってから完成した（証人原１３頁）。

2　争点に対する判断

(1)　争点１

ア　被告は、特養飯田荘の建替えを計画し、平成２８年度中に基本設計と実施設計を行う予定の下（認定事実(1)）、①平成２８年８月１０日には特養飯田荘の平面図や立面図を含む基本設計説明書を作成し（認定事実(2)）、②同月２６日には特養飯田荘の実施設計業務を指名競争入札の方法によって建築設計業者に委託することを内部決裁し（認定事実(3)ア）、③同月３１日には原告を含む１１名の指名業者に基本設計説明書を含む関係書類一式のデータを提供し（認定事実(3)ウ）、④実際に質問はなかったものの、設計図書に関する質疑応答の機会も設けた上（認定事実(3)エ）、⑤同年９月１３日、原告との間で本件契約を締結し、その業務内容も、設計業務仕様書、基本設計説明書に従い、成果品として設計図原図等を提出するというものであった（認定事実(3)カ、前提事実(2)ア）。

本件契約締結に至るまでの上記事実経過のとおり、被告は、基本設計業務については被告内部で行なった上、指名競争入札の方法により、実施設計業務のみを建設設計業者に委託することとし、原告との間で本件契約を締結したのであるから、原告は、被告から、実施設計業務のみを委託され、基本設計業務を委託されていないことは明らかである。

イ　上記認定は、設計業務仕様書や基本設計説明書等の入札資料からも明らかである。

すなわち、設計業務仕様書（甲４、乙１０）では、「２　業務委託の種別」の項で、①基本設計、②実施設計、③構造計算、④意図伝達のうち、②と③にのみ●印が付され、「６　設計業務内容」の項で、「基本設計」の内容には全て×印が付されている。また、基本設計説明書に添付された「飯田荘　新築工事　マスタースケジュール」（甲５、乙１０）でも、平成２８年４月から同年８月中旬までの４．５か月間で基本設計を完了した

上、積算・入札後の同年９月から平成２９年１月までの５か月間で実施設計を行う旨が記載されており、基本設計と実施設計が明確に区別されている。

なお、原告は、設計業務仕様書でいう「基本設計」は、いずれも設計業務ではないなどと主張するが、「基本設計」中の５項に「基本設計図書の作成」が明示されており、これに×印が付されている以上、原告が基本設計業務を委託されていないことは明らかである。

ウ　また、熊谷建築士は、行政による業務委託の場合、基本設計業務と実施設計業務を別々に委託することはあり得ない旨を証言する（証人熊谷２３、２４頁）。

もっとも、木下部長の証言（下記(2)アのとおり、十分に信用できる。）によれば、当時、基本設計業務を被告内部で行い、実施設計業務のみを業者に委託することもよくあり、疑義があったため、建設部の方から長野県にも確認したことが認められ、基本設計業務と実施設計業務を別々に委託することはあり得ないとまではいえないから、上記熊谷証言は採用できない。

エ　したがって、原告は、被告から、実施設計業務のみを委託されたのであり、基本設計業務は委託されていない。

(2)　争点２

ア　認定事実(5)エのとおり、木下部長は、平成２８年１２月２８日に履行期間の延長を承諾しておらず、熊谷建築士に対し、基本設計に基づく実施設計を行うよう要請し、これを行うのであれば履行期間の延長もあり得る旨を話しただけである。

認定事実(5)エの認定根拠である木下部長の証言は、①争点１のとおり、原告は、被告から、実施設計業務のみを委託されたにもかかわらず、被告の基本設計に基づく実施設計を行うことを拒否し、基本設計のやり直しに

固執する一方、被告は、原告に対し、基本設計に基づく実施設計を行うよう繰り返し要求・催告しているという客観的な事実経過（認定事実(4)ア、ウ(イ)、オ(イ)、(5)ア～エ）に合致している上、②熊谷建築士とのやり取りに関する証言内容も具体的であり、③既に被告を退職している木下部長（証人木下１頁）に、敢えて虚偽の証言をする動機も利益もないことから、十分に信用できる。

イ　これに対し、熊谷建築士は、木下部長が平成２８年１２月２８日に履行期間の延長を承諾したと証言し、熊谷建築士作成の設計監理業務日誌（甲１１）にも同旨が記載されているが、そもそも、特養飯田荘に関する契約の締結・変更に関する権限は、被告の健康福祉部長寿支援課にあり、建設部長であった木下部長の一存で履行期間を延長することはできない上（認定事実(1)）、本件契約書第１９条のとおり、履行期間の延長は、原告がその事由を明示した書面で請求し、被告がこれを認めることを要するところ、こうした手続も履践されておらず、上記熊谷証言等は採用できない。

ウ　したがって、木下部長の承諾により、履行期間が延長された事実はない。

(3)　争点３

ア　争点１、２のとおり、原告は、被告から、実施設計業務のみを委託されたにもかかわらず、被告の基本設計に基づく実施設計を行うことを拒否し、基本設計のやり直しに固執していたため、被告から、基本設計に基づく実施設計を行うよう繰り返し要求・催告されていたところ（認定事実(4)ア、ウ(イ)、オ(イ)、(5)ア～エ）、平成２８年１２月２８日に熊谷建築士が木下部長の要請を拒否したこと（認定事実(5)エ）により、原告において、被告の基本設計に基づく実施設計を行う意思がないことを明確に表明したと認められる。

イ　そして、争点２のとおり、履行期間は延長されていないところ、原告は、被告に対し、履行期限後の平成２９年２月２日に設計図書を提出したが、

これが未完成品であることは原告も自認している上（認定事実(6)エ）、上記アのとおり、原告において、被告の基本設計に基づく実施設計を行う意思がない以上、同日に提出した設計図書をもって、債務の本旨に従った設計図原図等を提出し、仕事を完成させたと評価できないことは明らかである。

ウ　本件契約書第１８条の存在からも明らかなとおり、受注者からの提案により、基本設計の一部を修正・変更することもあり得るが、原告も自認するとおり、原告の提案は、基本設計を一からやり直すことに等しいものであり、争点１のとおり、基本設計業務については被告内部で行なった上、実施設計業務のみを原告に委託することとした被告にとって、到底受け容れられるものでないことは容易に想像できる。結果的に、完成した特養飯田荘に原告が提案した内容が採用されていたとしても、上記認定を左右するものではない。

なお、原告は、平成２９年１月２６日にボーリング調査を行う予定であり、被告もこれを承認していたにもかかわらず、これを妨害したなどと主張するが、熊谷建築士と平井監督員のメールのやり取り（認定事実(5)イ）から明らかなとおり、原告が基本設計のやり直しに固執していたため、当事者間でボーリング調査の箇所や深さについて協議ができておらず、同月２０日には、被告の政策会議において、本件契約を解除する方針が決定されており（認定事実(6)ア）、上記原告の主張は採用できない。

エ　したがって、原告は、債務の本旨に従った設計図原図等を提出しておらず、仕事を完成させたとは評価できない。

(4)　争点４

争点１～３のとおり、原告は、被告から、実施設計業務のみを委託され、本件契約の履行期間も延長されていなかったにもかかわらず、被告の基本設計に基づく実施設計を行うことを拒否し、基本設計のやり直しに固執した結

果、本件契約の履行期限である平成２９年１月２７日までに成果品である設計図原図等を提出しないまま、同日を徒過し、履行遅滞の状態に陥った上、同年２月２日に提出した設計図書も債務の本旨に従ったものとは認められない。

以上の事情によれば、被告が解除通告書面を送付した同月１日時点、原告が同書面の内容を了知可能となった同月２日時点（認定事実(6)ウ）、原告に同書面が配達された同月２１日時点（認定事実(6)オ）のいずれの時点においても、原告の責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められ、本件契約書第３７条１項２号所定の解除原因が存在する。

(5) まとめ

以上のとおり、原告がその責めに帰すべき事由により履行期限までに設計図原図等を提出せず、遅くとも、原告に解除通告書面が配達された平成２９年２月２１日に本件契約が解除されたと認められるから、原告は、被告に対し、業務委託料９５５万８０００円を請求できない一方、本件契約書第３７条２項、４４条に基づき、業務委託料の１０分の１相当の違約金９５万５８００円を支払う義務を負う。

第４ 結論

よって、本訴請求は理由がないから棄却し、反訴請求は理由があるから認容することとし、訴訟費用の負担について、民訴法６１条を適用し、仮執行の宣言について、民訴法２５９条１項を適用して、主文のとおり判決する。

長野地方裁判所飯田支部

裁判官 前澤利明

（別紙）

当　事　者　目　録

長野県飯田市白山町三丁目東２番地１４

原告（反訴被告）　株式会社章設計

（以下「原告」という。）

同代表者代表取締役　板倉正明

同訴訟代理人弁護士　瀬川千鶴

長野県飯田市大久保町２５３４番地

被告（反訴原告）　飯田市

同代表者市長　佐藤健

同指定代理人　乾徳彦

同指定代理人　原勝美

同訴訟代理人弁護士　下平秀弘

以上

（別紙）

契　約　条　項

（業務に係る受注者の提案）

第１８条

１項　受注者は、設計仕様書等（※）について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計仕様書等の変更を提案することができる。

※　「設計仕様書等」とは、設計仕様書又は業務に関する指示を意味し（第１６条）、基本設計説明書もこれに含まれる。

２項　発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計仕様書等の変更を受注者に通知するものとする。

３項　発注者は、前項の規定により設計仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

（受注者の請求による履行期間の延長）

第１９条

１項　受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その事由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

２項　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の解除権）

第３７条

１項　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

１号　略

２号　その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

３～６号　略

２項　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の１０分の１に該当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

３項　略

（賠償金等の徴収）

第４４条

１項　受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年２．８パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２項　前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年２．８パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

以上

これは正本である。

令和５年１月２０日

長野地方裁判所飯田支部

裁判所書記官　小　出　悠　生